（前のページより続き）

裁判所
相続、準禁治産、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等
衆議院・内閣共済組合定款の一部変更関係
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇**薬事法施行令の一部を改正する政令**（政令第一二二号）（厚生労働省）
1　医薬関係者以外の一般人を対象とする広告を制限する必要がある医薬品として、パニツムマブ及びその製剤を指定することとした。（別表第二関係）
2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

薬事法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月十六日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第百二十二号

薬事法施行令の一部を改正する政令

内閣は、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第百七号を第百八号とし、第七十六号から第百六号までを一号ずつ繰り下げ、第七十五号の次に次の一号を加える。

七十六　パニツムマブ及びその製剤

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　長妻　昭

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

省　令

○厚生労働省令第六十三号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第一項及び第二項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月十六日

厚生労働大臣　長妻　昭

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三毒薬の部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第六号ただし書及び劇薬の部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第十一号の三中「二〇㎎」を「五〇㎎」に改め、同部有機薬品及びその製剤の項中第十一号の十八を第十一号の十九とし、第十一号の十七を第十一号の十八とし、第十一号の十六の次に次の一号を加える。

十一の十七　エクリズマブ及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第六十二号の十七を第六十二号の十八とし、第六十二号の三から第六十二号の十六までを一号ずつ繰り下げ、第六十二号の二の次に次の一号を加える。

六十二の三　N―〔二―〔(八S)―一・六・七・八―テトラヒドロ―二H―インデノ〔五・四―b〕フラン―八―イル〕エチル〕プロパンアミド（別名ラメルテオン）及びその製剤。ただし、一錠中N―〔二―〔(八S)―一・六・七・八―テトラヒドロ―二H―インデノ〔五・四―b〕フラン―八―イル〕エチル〕プロパンアミド八㎎以下を含有するものを除く。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第六十九号の六の次に次の一号を加える。

六十九の七　パニツムマブ及びその製剤

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第六十四号

薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十九条の規定に基づき、旧薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月十六日

厚生労働大臣　長妻　昭

旧薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二第六号中(607)を(611)とし、(430)から(606)までを(434)から(610)までとし、(429)を(432)とし、その次に次のように加える。

(433)　P^{1}・P^{4}―ビス（五′―ウリジル）四リン酸エステル（別名ジクアホソル）、その塩類及びそれらの製剤